

【授業報告】

相関教育システム論基礎演習ⅡB 授業報告

奥村 旅人

**Undergraduate Seminar : Interdisciplinary Studies of Educational System
ⅡB**

OKUMURA, Takahito

京都大学教育学部「相関教育システム論基礎演習ⅡB」(生涯教育学基礎ゼミ)では、前期(京北地域でのフィールドワークを中心に実施、COC 科目と併用)「基礎演習ⅡA」とは異なり、主に文献を使ったグループ議論により進められた。以下に、授業の流れを略述する。

後期の授業はまず、授業参加者全員で渡邊洋子「伝統芸能という「共有知」とローカル・アイデンティティの可能性--沖縄県島尻郡南風原町の民俗芸能復活の取り組みを手がかりに」『日本の社会教育』52, 130-144, 2008-09 を読み、その議論から発展した関心によってグループを3つ(A班5名、B班5名、C班5名)に分けた。その後、各班メンバーの関心に基づいて読む文献を決定するなど独自に作業や議論を進め、テーマを決定したのち、以下のような形で成果をまとめた。なお、各班の構成メンバーは各々の文末に掲載している。

A班 成人式に参画することによる学び -成人式実行委員会に着目して-

はじめに

本稿では、成人式に参加することによって生じる学びについて検討する。特に、成人式実行委員会(以下実行委員会)に焦点を当てる。

実行委員会とは、毎年の成人式を運営するにあたって行政によって募集され、成人式の運営に関わる業務にあたる委員会である。募集は主に新成人を対象にして行われ、成人式の運営に新成人が関わることが目的であるとされる。この実行委員会に焦点を当てて成人式に参加することによる学びを考察することにより、現代における成人式が持つ意味について示唆を得たい。

1 分析の対象

成人式はそれを主催する自治体によってその内容、目的が異なる。特に、人口が増加している都市部と人口が減少している地方では大きく異なるように思われる。そこで、本稿では前者を「都市型」成人式、後者を「地方型」成人式と呼び、区別する。そのうえで前者の例として横浜市の成人式を、後者の例として七尾市の成人式を選び、分析の対象とする。以下でまず、それぞれの自治体の概要を述べていく。

横浜市は神奈川県にある人口 3,719,388 人の都市であり、人口は増加傾向にある。政令指定都市でありながら、区単位ではなく市全体で成人式を行っているところに特徴がある。¹七尾市は石川県にある人口 55,284 人の自治体であり、人口は減少傾向にある。²後述するが七尾市の新成人の成人式参加率は非常に高く、プログラムにもよきこいや地域の芸能を取り入れるなど特色のある成人式を行っている。

2 両市の成人式の特徴

各々の市の成人式の特徴を、①新成人数、②成人式出席率、③テーマ、④プログラム、⑤実行委員会の役割に注目しながら述べる。

(1) 横浜市の場合

2015 年の新成人数は 35331 人、過去 3 年を見ると、2012 年から 2014 年まで順に 36166 人、34247 人、33932 人である³。2015 年の成人式出席率は 71.49%であり、過去 3 年を見ると、2012 年から 2014 年まで順に、62.41%、57.95%、65.55%である⁴。

以下は 2012 年から 2015 年までの成人式のテーマである⁵。

・2012 年テーマ「誓新（せいじん）」

「大切にしなければならないのは、成人という肩書を与えられるということではなく、成人になって何をしたいか、どうありたいかを考え、実行に移していくことではないでしょうか。」

・2013 年テーマ「みんなとみらいへ」

・2014 年テーマ「SHIPs」

「今まで生きてきた中で得た仲間（パートナーシップ）や友情（フレンドシップ）との思い出と共に『未来』に向かって、それぞれの船（シップ）を出航する」という思いが込められている。

・2015 年テーマ「出港はまっ子“みな”と“みらい”へ」

テーマには「これから社会という海原に船出する自分たち自身」と「生まれてから出会い、支え合ったみんなとともに理想の自分を目指して未来に向かう」という意味が込められているという。

同様に、プログラムは以下の通りである。

- ・国歌斉唱
- ・市長あいさつ 横浜市議会議長あいさつ
- ・来賓紹介
- ・新成人の誓い
- ・「成人の日」記念行事実行委員会紹介

- ・新成人へのメッセージ
- ・市歌斉唱 (以上、35 分間)

最後に実行委員会の役割についてであるが、横浜市の実行委員会の主な業務は、成人式メインテーマの決定、入場券などの作成、当日の運営などとされる。集会は、当日以外には 1, 2 回とされる。⁶横浜市の実行委員は、行政が不得手とするジャンルの成人式にまつわる庶務、例えば広報や若者目線に立っての冊子作成などをアウトソーシングしているだけのよう
に思われた。

(2) 七尾市の場合

2015 年の新成人数は 552 人、過去 3 年を見ると、2012 年から 2014 年まで順に、617 人 584 人、567 人、480 人である。2015 年の成人式出席率は 94.7%であり、過去 3 年を見ると、2012 年から 2014 年までは 91.8%、95.8%、89.6%と推移している⁷。

2012 年から 2015 年までの七尾市の成人式のテーマは、以下の通りである。

・2012 年 「キセキ」

～生まれた奇跡。歩んできた軌跡。その中で、みんなと出会ったミラクルを起こすべく集まった私たちは、可能性を秘めて、今一歩一歩進んでいる。これからのキセキを私たちが七尾（ここ）から発進！～

・2013 年 「未来へ繋げる感動・絆・感謝」

なかま(20 歳の仲間が)・なう(今ここで)・おーる(1 つにまとまり)光あふれる七尾の未来へ希望をつなげよう

・2014 年 テーマ不明

・2015 年 「輝き～躍動する若者たち～」

同様に以下にプログラムを紹介する。すべての年度のプログラムを列挙するのは冗長なので、地域性が強い 2012 年のものを紹介する。プログラムは年度によって特色がある。

- ・実行委員会による創作太鼓
- ・友情出演による「天鳴覇」のよさこい
- ・新成人全員による合唱「心と心で」(注：七尾市民思い出の曲)
- ・おめでとうの手紙／ありがとうの手紙 (式典時間 1 時間)

最後に、実行委員会の役割についてである。七尾市における成人式実行委員は、記念行事のために出し物の練習をすることを通して、実際に人前に出て式典を盛り上げる役割を持っている。また、新成人が入場する際、会場の中でゆるキャラと共に拍手で迎える、という記述もあったので、式典運営にあたっては新成人でありながら主催側にいる感が強い。

(3) テーマ・プログラムの比較検討

五項目のうち、新成人数と成人式出席率はすでに実数を示しているのので、ここでは、③テーマ、④プログラム、⑤実行委員会の役割の項目を順に検討する。

まず、テーマについてであるが、両市とも「未来」「仲間」「成人」といったことをテーマに入れ込んでいる点で類似している。横浜市の成人式は行政から成人を…という役割を与えられており、一方で七尾市の成人式は行政から…という役割を与えられているが、その差

異はテーマには現れていない。

次に、プログラムについてである。横浜の成人式は、僅か 30 分程度の式典であり、目玉となるような企画は一流アスリートによる講演程度である。また、講演は、横浜市ないし神奈川県アイデンティティを強調するようなものではない。一方で、七尾氏は二倍の 1 時間をかけ、数々の行事を行うことによって成人式を演出している。このプログラムの量的な違いは、両者の成人式に対する思い入れの違いを反映しているように思われる。実行委員が準備せねばならないことも量的に異なってくる。

このことは、成人式を実行するうえでの自治体の規模感の違いに由来するようにも思える。横浜は人口 300 万を抱える大都市であるがゆえに、一人一人の成人という物語にクローズアップした行事運営は難しく、成人を主体としたコンテンツを活用するのは、実際的に不可能なのかもしれない。一方で、七尾では自治体のコンパクトさを活用し、個々人に目を向けた企画が運営されている。

3 実行委員会の学び

先述の通り、両市の実行委員会は成人式への関わり方に差異がある。本章では、それぞれの実行委員が、成人式に関わる中で得た学びを検討する。検討するにあたって、資料として各市の実行委員会が運営するブログ⁸を参照し、そこから実行委員がどのような学びを得たのかを読み取っていく。

(1) 横浜市の場合

平成 21 年から 23 年までの成人式実行委員会メンバーのコメントの内容は、大きく分けると、成人式実行委員会メンバーへの感謝、市の職員への感謝、協賛企業への感謝、そして家族・友達への感謝といった感じになる。協賛企業へ感謝の気持ちが述べられていること以外は後述の七尾市とほぼ同じであると言える。

一方で、横浜市の成人式のプログラムを見ると、2012 年から 2016 年まで、「国歌斉唱→市長・横浜市会議長あいさつ→来賓紹介→新成人の誓い→「成人の日」記念行事実行委員会紹介→新成人へのメッセージ→市歌斉唱」という特異性のないプログラムを取っている。新成人へのメッセージは 2012 年から 2016 年までプロスポーツ選手に依頼しているようだが、その選手が横浜あるいは神奈川出身であるか否かはそれほど重視されていない。横浜市の成人式のプログラムは、七尾市のように地元の伝統芸能と結びつけた企画はなく、横浜市の独自性を主張するようなものではないと言える。

(2) 七尾市の場合

平成 21 年から 26 年までの(25 年を除く)5 人の成人式実行委員長がコメントとして述べている内容は、大きく分けると、成人式実行委員会メンバーへの感謝、市の職員への感謝、そして家族への感謝、そして新成人への呼びかけといった感じになる。このうち、市の職員への感謝の中には、例えば、平成 22 年の宮下さんの「公民館スタッフ・着付け、生花等のボランティア、田鶴浜高校生徒のみなさん、交通推進隊。七尾市青年団、実行委員OB、サ

ンライブプラザ管理公社の方々・・・等、たくさんの方々のご協力のもと、この成人式が成り立っています。そして家族等の理解。私たち成人式実行委員会は、これらのことに心から感謝し、明日の成人式を新成人の仲間やみなさんの心に深く刻まれるような成人式にします。」というコメントのように、七尾市の素晴らしさを実感する気持ちが含まれている。

その意味で言えば、成人式は七尾市の総合計画における 4 本の柱のうちの 2 つ目、「郷土に誇りを持つひとづくり」の達成に寄与していると言えるかもしれない。しかし、今後の人口減少が危惧される七尾市としては、「郷土に誇りを持つ人づくり」という目標にはさらにその先の目標があり、それはすなわち「七尾市の将来の労働力確保」ということではないかと考えられる。つまり、自分の育った町に誇りを持つ若者が、将来七尾市で社会人として活躍してくれることを期待しているのではないかと考えられる。成人式を通じて七尾市の素晴らしさを実感した新成人たちがその後七尾市で就職し、働くようになり、「七尾市の将来の労働力確保」という目標達成に貢献しているかどうかを検討するためには別に資料が必要になると思われる。

また七尾市の成人式の企画について着目すると、成人式と伝統芸能が結びついている例が見られる。例えば、平成 25 年にはよさこいが成人式のプログラムの中で行われている。

成人式の記念行事は実行委員会が話し合っただけで決定する。平成 25 年も実行委員会の話し合いによって記念行事としてよさこいを踊ることが決まったのだが、実行委員会のブログには、「記念行事がこれほっと決まらず、皆でう〜んと、考えてます。」⁹(10 月 3 日)と決定が難航した様子が描かれている。記念行事がよさこいに決まると、実行委員会はよさこいチーム「無幻」のメンバーとともに 20 名ほどの「よさこいチーム」を作り、練習を重ねた。本番では新成人のチームと「無幻」がそれぞれよさこいを披露したのである。

こうした企画について特筆すべきことは、新成人である実行委員会のメンバーが中心となって太鼓、よさこいの練習、準備を進め、成人式本番で披露しているということである。ここには、地域の人々が新成人のために成人式で伝統芸能を披露して新成人がそれを鑑賞するという受け身の形ではなく、新成人である実行委員会のメンバーが中心となって取り組むという積極的な形での関わりが見られると考えられる。

以上のことより、成人式を通じて七尾市の実行委員会は成人式を通じて、七尾市の良さを(改めて)実感し、自分の町の伝統芸能に取り組むという機会を与えられていると考えられる。

(3) 両者の相違点

横浜市の実行委員会、七尾市の実行委員会とともに、両親や仲間、協賛企業への感謝を、成人式後にまず述べる。そして自らが「成人」「おとな」になったことへの自覚、抱負が述べられるのである。このことは、両親や仲間の価値の再発見、気づきとしてとらえられる。成人式に参画することを通して、両親や仲間などに対する考えが変容したと捉え垂れるだろう。

両者の相違点は大きく二つあるように思われる。

一つ目は、地域への愛着の獲得である。これは七尾市の実行委員会に強くみられる学びで

ある。七尾市は先述のようにプログラム作成に実行委員会が参画し、地域の伝統舞踊など地域性の高いイベントを行う。そのため七尾市の新成人とりわけ実行委員会は地域への愛着を、横浜市より強く得たものと、推測できる。

二つ目は、成人式の「ソフト面」、すなわちプログラムやイベント内容の決定に関わったことによる経験から得られる学びである。横浜市の実行委員会は広報など事務的な作業に主に当たるのに対し、七尾市の実行委員会はより「深く」成人式に参画する。先述の記念行事の考案などプログラム作成に携わったり、成人式での催し物を披露するのは七尾市のみである。このことから得られる学びに差異があるのではないかと推測される。

4 課題

横浜市の「都市型」成人式と七尾市の「地方型」成人式の比較検討を通して、両者の実行委員会が得られる学びの相違点について検討する際の観点を示すことはできた。しかし参考した資料は不定期更新のブログが主であり、資料不足は深刻である。よって本稿では考察のほとんどが推測にとどまっており、成人式参加者、参画者の学びの考察の一端とするには不十分な内容にとどまった。他の市町村の検討など、資料不足を緩和し、今回の考察を裏付けることは今後の課題としたい。

【A班メンバー】

足立捷悟、奥村旅人、小保内太紀、神谷侑世、藤原裕紀

B 班 だんじり祭と祇園祭の祭礼維持問題 -正統的周辺参加から考える-

1 はじめに

日本の伝統芸能や伝統文化の至る所において後継者不足が叫ばれている。班の議論の中で、祭という文化においてはどのような後継者育成の手法がとられ、どのような問題を抱えているのかという疑問が出た。祭の後継者育成について調べてみると、慣習の継承などにおいて、大人（年長者）の背中を見て参加するという側面が有ることが、共通点として浮かび上がってきた。祭の参加者はどのように中心に近づいていくか。岸和田のだんじり祭と京都の祇園祭という対照的な後継者の育成の例を示す 2 つの祭を、正統的周辺参加の概念を用いて比較し、後継者不足に悩む他の祭への解決策への示唆を得たい。

本論では、まずジーン・レイヴらの提唱した正統的周辺参加の概念について整理する。次に、正統的周辺参加の概念を通して、岸和田だんじり祭と祇園祭の後継者育成について述べる。以上を踏まえて、得られた結論と今後の課題をまとめる。

2 正統的周辺参加

ジーン・レイヴらは、『状況に埋め込まれた学習』において、正統的周辺参加を以下のよう

に述べている。

学習者は否応なく実践共同体に参加する。知識や技能の修得には、新参加者が共同体の社会的文化的実践の十全的参加へ移行していくことが必要である。それらは一義的な中心があり、直線的に向かっていく中心的参加、測定可能なレベルがあると見受けられる完全参加とは異なるものである。十全的参加は共同体の成員性の多様に異なる形態に含まれる多様な関係を正当に扱おうと意図したものである。レイヴらは参加そのものが学習であると定義しており、自己の内化・変容は参加の上で成り立つものであると考えている¹⁰。

正統的周辺参加は実践における知性的技能の熟練のアイデンティティの発達と、実践共同体の再生産と変容の両方に関連している。アイデンティティの発達は新参加者の実践共同体へ参加の目的であり、正統的周辺参加の基礎となる。熟練者が教えるという行為をしない場合、「ああいう人になること」が具体化した目標となる。正統的に周辺的に参加できるということは、新参加者が円熟した実践の本場に広くアクセスできることであり、それにより実践共同体も再生産される。

3 岸和田だんじり祭 —春木地区の事例—

(1) だんじり祭の概要

だんじり祭は、西日本において開催される。山車・太鼓台などのいわゆるだんじりが用いられる祭開催時期は海側の浜地区(9月)と山手地区(10月)に分かれる。全長4m、幅2.5m、高さ4m、重さ4tの地車を三日間曳きまわし続ける。見どころはブレーキをかけずに交差点を曲がるいわゆる「やりまわし」である。今回対象とした春木地区の場合、地車周りだけでも最低30人、立派なやりまわしをするには前綱70~80人、後梶子20人、合わせて100人程度は必要である¹¹。しかし、実際のところ、曳行に必要な十分な人数の曳き手を自町居住者だけで賄える町はかなり少ない。

(2) 後継者育成の仕組みと課題

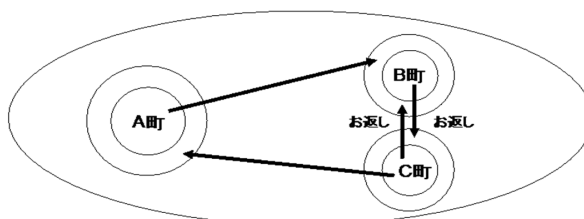
だんじり祭への参画の流れとしては、子ども会から始まり、少年団、青年団へと自然に中心圏へと向かうようになっている。しかし、前述のとおり、人口減少により町内で生まれ育った町民だけでだんじり祭を行うことが出来る町は限られている。それを補うのが後述の、「転出者」と「助っ人」である。だんじり祭においてはこの二者を祭にうまく参加させている。

(3) 人員確保のために - 「転出者」と「助っ人」 -

「転出者」とは、地区内の他町や他地区に転出したが、親・祖父母世代の住んでいた町の祭に参加し続ける者を指す。彼らは地縁・血縁の延長という感覚で祭に携わり続ける¹²。

「助っ人」とは、当該町と姻戚関係を持たない他町・他地区からの参加者で、学校や会社などの関係をつてに勧誘されることで曳きに来ている¹³。インターネット等を通じて公募しているわけではない。なぜなら、だんじり祭に参加するには、経験がないと危険だからである。また、だんじり祭には二町間において毎年助っ人を互いに派遣しあう「お返し」制度がある¹⁴。

【図 1】



(4) だんじり祭まとめ

だんじり祭における、後継者育成は、その町で育った子どもたちが、まずは子ども会に入り、次第に年長者たちの背中を見ながら少年団、そして青年団へと入っていくのが本来の姿である。しかし、それだけでは祭を存続するのに十分な人員を確保できない。そこで、転出者や助っ人に手伝ってもらっているのが現状である。

4 祇園祭

(1) 祇園祭の概要

京都市観光協会によると、「八坂神社の祭で、毎年7月1日から31日まで、1ヶ月にわたっておこなわれる。一般には、17日（前祭。山鉾巡行と神幸祭）と24日（後祭。山鉾巡行と還幸祭）その宵山が広く知られているが、別記のような実に多彩な祭事がおこなわれる。」¹⁵「（7月10日～11日頃）各町では巡行の山鉾が収蔵庫から出されて組み立てられる。鉾の組立ては伝統の手法で行い3日間を要する。」¹⁶とある。山鉾を運営するのはそれぞれの山鉾町であり、以前は山鉾町の住民だけで運営ができていた。しかしオフィスビルなどの増加により住宅が少なくなった現在、曳き手や囃子方などを町内で集めることが困難となっている。

(2) 山鉾巡行を支える人々

樋口博美によると、それぞれの町の山鉾運営に関する人々は次の4つに分類できる¹⁷。

① 「山鉾保存会」

山鉾町ごとに組織された団体である。山鉾の管理などを行う。町内に居住する者、町内の企業の事業主や従業員、元住民で構成される。

② 「囃子方」

囃子方の会に所属し、鉾の上で囃子を演奏する人々のことである。囃子方の会に入る一番の権利を持つのは、町内で生まれ育った子どもである。次に権利をもつのは町内にある会社の子ども、その知り合いである。

③「手伝い方、大工方、車方」(作事三方)

山鉾町外から来て、仕事として鉾を組み立てる人々のことである。巡行当日も、音頭取り・屋根方・車方とそれぞれの仕事がある。構成員は彼らの裁量に任されていて、ボランティアとして参加している人も居る。山鉾町との関係は祭礼期間だけの集中的で限定的なものにとどまる。

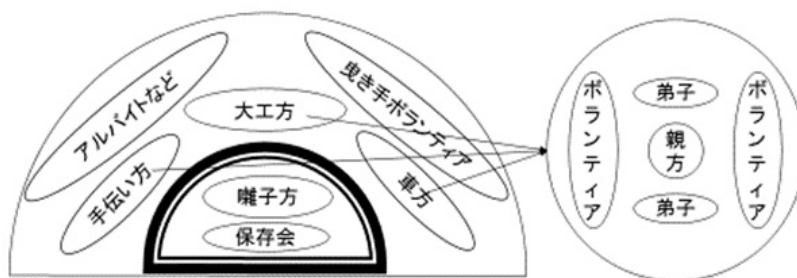
④「曳き手」

地域住民の他にボランティアが多い。曳き手ボランティア募集要項によると、申し込み資格は「(1) 京都・祇園祭ボランティア 21 に所属する青年、または祇園祭の趣旨を十分に理解するボランティアの方。(2) 18 歳～40 歳までの男子。(3) 事前オリエンテーションに必ず参加できる方。(4) 記録写真等をホームページ等で掲載されることを了解していただける方。※上記条件すべて満たす方に限ります。」¹⁸となっている。オリエンテーションと当日のみの関わりであるため、これもまた集中的かつ限定的なものである。

(3) 祇園祭まとめ

山鉾町にゆかりのある保存会に所属している人々や囃子方は実践の本場に広くアクセスが可能である。そのため、図 2 の太線の内側では正統的周辺参加の形が見て取れる。他方、作事三方、ボランティアなどは、山鉾町にゆかりがある場合を除き、アクセスが出来ない。また中心に近づいていくこともない。このように、前者と後者の間にある境界ははっきりとしている。

【図 2】



5 考察

私たちは、祭の後継者育成を出発点に調査を進めてきた。しかし調査を進めるにつれて、後継者という言葉だけでは語り切れない存在があると感じた。祇園祭のボランティアは、後継者と呼ぶには値しない。また、だんじり祭の助っ人についても、その実践共同体の後継者とは言いがたい。私たちは、だんじり祭と祇園祭を後継者育成の成功例として考えていたが、実際には後継者育成及び確保に成功した例ではなく、人員の確保に成功した例ではないか、との結論に至った。両者とも実践共同体は、人口の減少に伴い規模を縮小している。これでは祭礼維持が出来ない。両者のこの問題に対する解決策は、後継者をどう増やすか、実践共同体をどう拡大するかではなく、どのように人員の確保をするか、であった。

2つの祭を正統的周辺参加の枠組みで考える中で、私たちは一つの問いを立てた。祇園祭

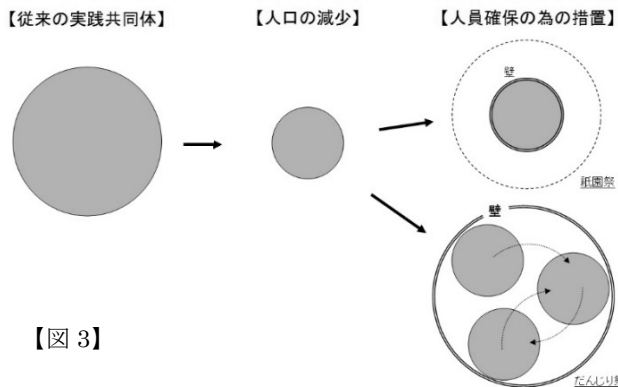
の実践共同体を考えると、正統的周辺参加は成り立っていないように思われる。しかし祭りが維持できているのはなぜか、という問いである。そこで、祇園祭のボランティアに注目した。ボランティア無しでは祭りが成り立たないにもかかわらず、ボランティアの「中心へのアクセス」が伝統を守りたい従来の実践共同体の人々によって恣意的に閉じられている。本来ならばボランティアも含め祭の後継者育成制度の中では正統的周辺参加が実施されているにもかかわらず、そのシステムの中に恣意的に境界線が引かれている。よって、『状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加』では想定されていなかった存在として、祇園祭のボランティアを新たに位置づける必要があると感じた。

調査やグループの議論の中で、「正統的」¹⁹というのは実践共同体の「正規メンバー」であることではないかという結論に至った。祇園祭における正規メンバーと非正規のメンバーについて検討した結果、いわゆる正統的周辺参加の成立している銚町の人々（山鉦保存会、囃子方）が正規メンバーであり、仕事として参加している人々（手伝い方、大工方、車方）やボランティアは非正規のメンバーとして位置づけられるとの結論が得られた。さらに、「周地的」という用語は中心へのアクセスが前提として用いられているため、中心へのアクセスが絶たれたボランティアは「周地的」ではなく、実践共同体の一部分のみの参加となる。したがって、ボランティアは「非正統的部分参加」と言えるのではないだろうか。

ボランティアに代表される非正統的部分参加領域は、地域という壁で閉じられた従来の実践共同体の再生産のプロセスの中で産みだされたものである。祇園祭では、人員の確保という問題に対し、狭い意味での実践共同体を守った（＝正統的周辺参加領域）。その一方で、恣意的に、入口は広く開かれているものの、実践共同体内のアクセスを制限されたボランティア（＝非正統的部分参加領域）を作り出すことで、祭の伝統性を維持している。

これに対し、だんじり祭では、祭礼文化圏の中で実践共同体間の連携を図ることによって曳行の技術のノウハウを持っている人員の確保を行っている。曳行引き回しは、正統的周辺参加によって身につくものであり、外から参加するのは難しい。よってだんじり祭は、実践共同体間の垣根は低くし、かつ祭礼文化圏の壁を大きくすることで、祭を維持している。

どちらの祭りも、人員の確保という同じ課題に直面しながら、異なる解決方法をとっている。我々はこの違いを、「閉鎖性」と「開放性」の使い分けにあると考える(図 3)。だんじり祭では、実践共同体間の壁は低い、祭礼文化圏の壁が大きい。それに対し祇園祭では、実践共同体の壁は大きい、その壁の外側のコミュニティへの外からの参加は認められ、開かれている。両者ともに、「閉鎖



【図 3】

性」と「開放性」の両方を持ちながら、どこを開いて、どこを閉じるかは大きく異なる。この違いには、それぞれの祭が「伝統性」の維持のために何を必要と考えているか、が色濃く表れていると考える。祭はしばしば儀礼的な意味を持ち、「伝統性」は祭にとって重要な要素の一つである。人員の確保という現代的課題に対し、実践共同体の再生産の過程で祭の「伝統性」を定義し、どこを閉ざしてどこを開くかを選択することで、対応しているのである。

私たちは、祭における人員の確保の例として、だんじり祭と祇園祭の 2 つの祭を検証し、対照的な 2 つのモデルを考察した。しかし、これら 2 つを祭における人員の確保モデルとして打ち立てるには、ほかの祭への検証が不足している。また長期的に見ると、どちらの祭も従来の実践共同体の後継者確保に成功しているとは言えないため、これらが祭礼維持のための最善のモデルであるかは分からない。更なる他の祭の検証と、長期的な視点での検証が、今後の課題である。

6 参考文献

ジーン・レイヴ, エティエンヌ・ウェンガー著, 佐伯胖訳『状況に埋め込まれた学習: 正統的周辺参加』産業図書、1993 年。

吉田竜司「伝統的祭礼の維持問題: 岸和田だんじり祭における曳き手の周流と祭礼文化圏」『龍谷大学社会学部紀要』第 37 号、2010 年。

樋口博美「祇園祭の山鉾祭礼をめぐる祭縁としての社会関係: 祭を支える人々」『専修人間科学論集, 社会学篇』Vol.2、2012 年、pp.113-125。

小松秀雄「祇園祭・山鉾町の人びとの心意気--聞き取り調査と資料調査を中心に」『神戸女学院大学論集』Vol.53、2007 年、pp.63-82。

【B 班メンバー】

親川希一、木村健吾、白井皓大、竹田和哲、林桃子

C 班 男女共同参画社会基本法前後におけるウィングス京都の講座内容の変化 ～育児休業期女性の就労支援を対象に～

1 はじめに

この論文は、1999 年 (平成 11 年) に公布された男女共同参画社会基本法をうけて生じた京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の講座内容の変化を、「行政・政策」「育児休業期女性向け労働支援講座」「ワークライフバランス」の 3 つの観点から検証するものである。

2 調査対象

ウイングス京都主催の「学習・研修事業」（1999年度～2010年度）のうち育児休業期女性を対象とするのうちの、(財)京都市女性協会「男女共同参画センターにおける女性の就業継続事業の在り方について～育児休業期女性の当事者支援を考える～」(2010年度)、京都市社会教育委員会議答申(1987年度、1999年度)

3 ウイングス京都とは

「誰もが性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、いきいきと生きられる社会、男女共同参画社会の実現」を目的とする公共施設「京都市男女共同参画センター」の通称。1994年「女性の自立と社会参加を支援する」ことを目的に「京都市女性総合センター」として開設し、2006年4月より現在の名称に改められた。来館者数は年間約50万人。京都市中京区東洞院通六角に位置。男女共同参画社会の実現のサポートを目的とした「図書情報室」、各人がさまざま分野で個性・能力を発揮するサポートをめざす「講座」、その他「相談室」や「貸会場」を運営する。

4 行政・政策の変化

まずは、国及び地方の行政と政策の観点からウイングス京都における男女共同参画への取り組みについての考察を得たい。

(1) 男女共同参画社会基本法

ウイングス京都が、京都市男女共同参画センターとして、京都市における男女共同参画事業の中心施設としての役割を果たしていることは先にも述べたとおりである。このウイングス京都の取組を法制度の観点から捉える上で、最も中心的なものとして男女共同参画社会基本法(以下、基本法)が挙げられる。実際に、同法の条文に従って作成された京都市男女共同参画計画の中に、計画を推進する施設としてウイングス京都の名が挙げられていることから同法と施設の関係性は見て取れる。そこで本章では、この基本法が制定された1999年を軸に、同法および関連する法制度における政策理念等の変化を読み取り、ウイングス京都の取組を理解するための手がかりとしたい。

近藤(2009)によると、「男女共同参画社会」という言葉は平成8年7月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」(以下、ビジョン)において初めて使用された。また、このビジョンにおける男女共同参画社会の定義は基本法にも踏襲されており、このビジョンは基本法の解説書としてみなすことが出来るとも同氏は述べている。

ビジョンおよび基本法において、男女共同参画社会の理念として特筆すべきは、「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する」という文言に見られるように、いわゆるジェンダーフリーの精神が取り入れられている点である。すなわち、基本法以前は主に女性問題としていかに女性の社会的不平等を是正するか

という視点だった状態から、そうした不平等を是正する先に、男女の性別を超えて個々人の特性(個性)に対して平等な社会を目指すという視点へと変化したといえる。もちろん、そうしたジェンダーフリーの社会を構築する上で女性の労働環境の改善など、女性の地位の確立が必須かつ中心であることには違いない。また、ビジョンおよび基本法で触れられているジェンダーフリーの思想解釈にも議論の余地が残っていることは留意したい。

(2) 京都市社会教育委員会議答申

次に、京都市における成人学習施策を見てみる。京都市教育委員会社会教育委員会議は、昭和 62 年と 1999 年にそれぞれ答申を出しており、京都市における生涯教育・学習の振興に関して提言を行っている。二つの答申が出された間には 11 年経っているが、1999 年答申では「11 年の歳月は、『生涯教育』から『生涯学習』へと学習者の視点に立った新たな流れを作った」と述べられている。また、昭和 62 年答申では「市民の自発的な生涯学習のためのシステムの体系的整備をすること」に社会教育行政の役割があると述べている一方で、1999 年答申においては「全般的な講座の提供よりも、結びつけ、橋渡し(コーディネート)」が行政の役割として求められているとしており、より社会教育体制としては発展的な段階に達していることが窺える。加えて、昭和 62 年答申では市民個人々人にとっての学習課題の把握やそれに対応する情報提供など個人視点における支援を目指していたのだが、1999 年答申では、「市民の主体的な学習が進み、発展期を迎えている」と現状の分析を行った上で、行政施策としては個人の自己充足ではなく広く「地域や社会の発展、文化の創造への寄与」を目指すべきという方針転換を行っている。

以上、非常に簡単ではあるが男女共同参画社会基本法が制定された 1999 年を軸として、国の男女共同参画政策と京都市の生涯学習施策の変化を探ってみた。

国の男女共同参画政策においては、「男女共同参画」というジェンダーフリー思想につながる新たな政策展開が行われ、それまで女性特有の問題という文脈で語られていた女性問題が、男女の性別なく一般化された個人の個性の尊重の一側面という文脈で語られるようになった。それによって女性の抱える問題が無視されるようになったわけではなく、より広い視点の中で語られるようになっただけではあるが、実際の教育現場などでどのように影響しているかは注視する必要がある。

また、京都市の生涯学習施策においては明確に個人視点から地域・社会視点へと方針の転換が図られたといえる。重要なのは、1999 年答申において、市民が「能動的学習・発信的学習の主体者としての態度を獲得し始めている」という前提が存在したことである。これによる実際の社会教育施設での講座内容への影響や、こうした市の判断の妥当性については慎重に検討する必要があるのではないだろうか。

5 育児休業期女性向け労働支援講座の変化

次に、男女共同参画社会基本法をうけて、ウイングス京都の育児休業期女性向け労働支援講座にどのような変化が生じたか年1回発行される事業報告書『事業概要』を通して検証する。ここでは特に、生涯学習の Self-directed learning (SDL) の視点から、意識啓発を目的とした講座に着目することとした。

(1) 1999年以前の講座

育児休業期女性向け講座における労働についての意識啓発に関する講座については、開所当時の1994年度は、参加者自身の現状認識に主眼を置き、自己発見と情報活用能力の育成を図ることを目的とした講座が実施された。1995、1996年度は各自が抱える問題の整理や主体的に生きるきっかけとなること目指す講座、女性が自己のライフスタイルをデザインし働く目的意識を明確にするための講座が行われていた。1997年以後は法律・制度・保険・年金をの知識を学ぶ労働ガイダンスや、仕事と家庭の両立支援・就職活動のノウハウ伝授といった「知識・教養・技能の習得」を目的とする講座に内容がシフトした。

(2) 1999年以後の講座

男女共同参画社会基本法が施行された1999年以後についても、数年間は1997年以降と同様実践的な講座が続けられ、意識啓発をテーマとした講座は把握できなかった。しかし、2006年度から2010年度に実施された「育児休業パワーアップ講座」のなかには意識啓発的な内容が盛り込まれていた。これは2回から5回程度の連続講座で、受講者同士の交流や体験談を通じて「自分軸」を形成し、主体的にライフデザインが構築できることを講座の目標の一つとしている。2008年以降は、男女共同参画社会基本法を受けて、男女共同参画の知識とジェンダーの視点を講座内容に明確に盛り込んだことが確認できた²⁰。

1994年の開館当初から、ウイングス京都では女性の職業意識が「子育ては女の仕事」という社会的な固定観念に阻まれて形成しにくくなっているという問題意識を明確に持っていたことが事業概要からわかっている。1997年から2005年間の事業概要からは知識・技能習得型の実践的な講座内容しか把握できないものの、2010年の調査研究報告からウイングス京都は、性別役割分担意識の解消や制度の醸成とともに、「女性が働き続けることが当たり前」という意識・自覚を持てることを目指して、育児休業期にある女性に対しても多様な働き方で自分らしいライフスタイルが見つけられるような講座のプランニングを行ってきたとあった。したがって、「女性が働き続けるための支援」という講座の基本理念は、男女共同参画社会基本法の成立前後において変化することはなかったと考えられる。

講座内容の傾向の変化として、1995、1996年度時点では主体的に生きるきっかけとなることや女性が自身のライフスタイルをデザインできることを講座の目的としているが、2010年度には「女性が働き続けることが当たり前という意識」が前提とされており、「自分らしいライフスタイル」のとらえ方が若干狭まっているように見うけられた。

また、生涯学習施設の性格を担いながらも講座をデザインする過程で SDL 等の理論を意識しているとは言い切れないが、2009、2010 年度の「育児休業パワーアップ講座」修了後自主グループが展開されていることから、講座を契機とした SDL への発展性も示唆される。

6 育児休業期女性のワークライフバランス

男女共同参画社会につながる新たな取り組みとして位置づけられるのが「ワークライフバランス」である。ワークライフバランスは仕事と生活の調和を指し、個々人の自己実現を目標とする取り組みである。2003 年の「少子化対策基本法」と「次世代育成支援対策促進法」の成立により、翌 2004 年「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。その中で目標とされたのが男女の働き方の改革だった。

内閣府は「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない」とし、その推進を図っている。ここでは育児休業期女性のワークライフバランスに関するウイングス京都の取り組みについて考察していきたい。

(1) ワークライフバランス

ワークライフバランスは仕事と生活の調和を指し、個々人の自己実現を目標とする取り組みである。2003 年の「少子化対策基本法」と「次世代育成支援対策促進法」の成立により、翌 2004 年「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。その中で目標とされたのが男女の働き方の改革だった。目標数値として男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 80%、第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%と設定されているが、現在に至るまでどの項目も目標数値を下回っている。内閣府は育児期の男性の労働時間が長いことを指摘²⁾、男性の職業労働時間が長時間化することにより、育児期女性が家庭内労働従事を強いられる傾向がうかがえる。すなわち、女性だけでなく、男性も含めた包括的な支援体制がワークライフバランスの実現には不可欠といえる。

(2) ウイングス京都における育児休業期女性の支援

京都市では 2012 年度より「真のワーク・ライフ・バランスの実現」をスローガンに支援や関連事業を行ってきた。これを受けてウイングス京都では、育児休業期の女性を対象にした講座を実施、就労継続の支援を図っている。日本社会において女性は出産、育児をきっかけに職業労働を辞めるケースは珍しいことではない。25 歳から 34 歳の年齢にかけて労働力人口が減少するいわゆる「M 字カーブ」の傾向は現代においても根強い⁵⁾。この期間において一度職業労働から遠ざかってしまうと、復帰後すぐに現場に対応することが困難となる。また、現場を離れることにより、昇格や昇給が容易に実現しないことも課題として挙げられる。

ウイングス京都ではそれらの問題に対応するため、育児休業期の女性を対象に「育児休業パワーアップ講座」、「育児休業フォローアップ講座」を 2006 年から立ち上げ、2010 年ま

での全8期で実施した。1期あたり2回から8回の連続講座で構成されており、ワークライフバランスは第4期（2008年6月28日～7月5日）、第7期（2010年6月）、第8期（同11月16日～30日）で目標のひとつに設定され、第4期では「ワークライフバランスを学び、自らがロールモデルとして成長すること」、第7期では「ワークライフバランスについて考える場にする事」、第8期では「仕事と育児、家庭の両立などワークライフバランスについて考えること」が目的に挙げられている。2007年12月18日に「家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されたことにより、重要な位置づけがなされていることが推測できる。第6期（2009年10月9日～12月）も目標には書かれていないが、ワークライフバランスに関する講座が実施されている。講座内容は、生活バランスのチェック、時間の使い方の考察（第4期、第6期、第7期）や男性、女性の両面からワークライフバランスを考察する取り組み（第8期）が見られる。

またワークライフバランスという言葉が講座上で遣われる2004年度より前も、「育児と仕事、介護と仕事の両立のために必要な知識・情報を学ぶための「両立支援セミナー」が1997年から2001年まで実施され、その後も形を変えて「仕事と家庭の両立」を学ぶセミナーが用意されてきた。

就労は経済的な自立だけでなく、自らが社会の一員であるという認識を得るためにも重要な役割を持つ。育児休業期の女性を対象に学習プログラムを提供していくことは、女性のライフプランを設計していくうえで必要な支援である。ウイングス京都では1999年以前より「両立支援セミナー」の形でワークライフバランスを支援するセミナーを実施してきた。今回は調査の対象を女性に限定しているが、本来ワークライフバランスの実現には男性も含めた包括的な支援体制が不可欠だ。育児休業期の女性をパートナーにもつ男性も学習の対象とされなければならないであろう。そして、福利厚生制度や職場環境の改善など、社会全体でよりよい労働と生活の在り方を考えることが今後達成されなければならない課題であるといえる。

7 考察

1999年に公布された男女共同参画社会基本法をうけたウイングス京都の講座内容の変化を探った。結果、以下のような特徴の違いが見られる。

男女共同参画社会基本法施行前（1999年より前）

女性問題の位置づけ：女性特有の問題としての女性問題

講座企画側の姿勢：生涯教育、行政主導の啓発

社会教育施設としての役割：市民の自発的な生涯学習のためのシステムの体系的整備

講座内容：個人視点における支援。就労継続に必要な知識・技能の習得に力を入れる

男女共同参画社会基本法施行後（1999年以降）

女性問題の位置づけ：個人の個性の尊重の一側面という文脈での女性問題

講座企画側の姿勢：生涯学習、市民主導の学び

社会教育施設としての役割：「全般的な講座の提供よりも、結びつけ、橋渡し(コーディネート)」

講座内容：広く「地域や社会の発展、文化の創造への寄与」を目指す。女性が働き続けることが当たり前、という前提。就労継続にむけた各自の意識の整理やライフデザインの推進

前者は行政／企画者／指導者主導で個人の能力開発をめざしているのに対し、後者は市民に学習の主導力があることを前提に行政は補助的な立ち位置にまわり、個人のみならず地域社会に視野が広がった、という違いが見られた。

一方で、「子育ては女の仕事」という社会的な固定観念に阻まれて女性の職業意識が形成しにくくなっているという問題意識や、女性が働き続けるための支援は講座の形態を変えながらも一貫して継続されている。この点は男女共同参画社会基本法の成立前後に関わらず、変化していないと考えられる。

また今回は、事業概要以外の資料の閲覧許可が下りず、企画書や講座担当者の声などウィングス京都の講座が実際どのような意図をもって企画されているのか詳細を調査することができなかった。企画現場の実態・現実に即した調査が今後の課題である。

かつて下村(2005)は女性センターを検証するなかで「『多様さ』『人それぞれの価値観』が強調されることで現在の問題の所在があいまいなまま終わりかねない」「『女性政策』よりさらに大きな『国策』にからめ取られ、動員されていないだろうか」と指摘した。男女共同参画やワークライフバランスといった否定しがたい大きな総論が台頭する昨今、地域や社会といった広い展望と、個々人の具体的な各論との行き来が求められるだろう。

8 参考文献

近藤弘『男女共同参画社会とはどのような社会か：「男女共同参画社会基本法」制定 10 年を迎えて』立教大学ジェンダーフォーラム 11 巻、2009 年、99-110 頁

(財)京都市女性協会「男女共同参画センターウィングス京都 事業概要」1994 年度～2010 年度

内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/>

小室淑恵『改訂版ワークライフバランス—考え方と導入法—』、日本能率協会マネジメントセンター、2010.

厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>

財団法人京都市女性協会「2010 年度調査研究男女共同参画センターにおける女性の就労支援事業のあり方について～育児休業期女性の当事者支援を考える～」、2011

あすばるゼミナール「男女共同参画とワーク・ライフ・バランス」

<http://www.asubaru.or.jp/purpose/websemi/02kai.html>、2016 年 1 月 12 日参照。

京都市男女共同参画センター <http://www.wings-kyoto.jp>

下村美恵子 他『女性センターを問う：「協働」と「学習」の検証』新水社、2005

【C班メンバー】

青山絵美、臼杵健太郎、澤村亮治、中山一郎、横山恭子

-
- 1 「横浜市人口ニュース」 <http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/jinko/news-j.html> 最終閲覧 2016/1/13
- 2 <http://www.city.nanao.lg.jp/shimin/aramashi/profile/jinko/sui.html> 最終閲覧 2016/1/13
- 3 <http://www.m-kajimura.com/pdf/2015121101topics.pdf> 最終閲覧 2016/1/13
- 4 <http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/jinko/news-j.html> 最終閲覧 2016/2/12
- 5 <http://www.city.yokohama.lg.jp/senkyo/jigyo/hatati23/p28-29.pdf>
<http://hamarepo.com/> 最終閲覧 2016/1/13
- 6 『成人の日』記念行事実行委員会メンバー募集！
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/ad/pdf/2015bosyuutirashi.pdf> 最終閲覧 2016/1/19
- 7 <http://www.city.nanao.lg.jp/koho/shise/koho/kohonanao/h26/tekisuto-h26-2/02-03.html> 最終閲覧 2016/2/12
- 8 <http://blog.livedoor.jp/hatachi770/> 最終閲覧 2016/2/12
- 9 http://blog.livedoor.jp/hatachi770/archives/cat_50050958.html 最終閲覧 2016/2/12
- 10 ジーン・レイヴ, エティエンヌ・ウエンガー著, 佐伯胖訳『状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加』産業図書、1993年、pp.1-36,71-110。
- 11 吉田竜司「伝統的祭礼の維持問題：岸和田だんじり祭における曳き手の周流と祭礼文化圏」『龍谷大学社会学部紀要』、第37号、2010年、p.34。
- 12 同上、p.35。
- 13 同上、p.37。
- 14 同上、p.36。
- 15 京都市観光協会「祇園祭について」
<https://www.kyokanko.or.jp/gion/enkaku.html> (閲覧日:2016/01/09)
- 16 京都市観光協会「祇園祭の主な行事」
<https://www.kyokanko.or.jp/gion/gyoji.html> (閲覧日:2016/01/09)
- 17 樋口博美「祇園祭の山鉾祭礼をめぐる祭縁としての社会関係：祭を支える人々」『専修人間科学論集. 社会学篇』Vol.2、2012年、pp.113-125。
- 18 京都・祇園祭ボランティア21「平成27年 曳き手ボランティア募集要項」
<http://www.gionmatsuri.jp/volunteer/hikite/index.html> (閲覧日:2016/01/08)
- 19 レイヴらは、正統性について『非正統的周辺参加』というようなものはまるで存在しない。参加の正当性というのは所属の仕方の本質を定める形式であり、それ故に、学習にとって決定的条件であるばかりでなく、その内容の構成要素である。」と述べている。しかしボランティアは、視点によって正統的でもあり非正統的であるともいえる。祭の人員確保という視点から考えるならば、ボランティアは重要な成員であり、正規メンバーである考えられる。しかし、従来の実践共同体のメンバーと比較したとき、ボランティアは所属の仕方において非正規メンバーであると考えられる。本稿では、所属の仕方という視点に着目して、正規メンバー・非正規メンバーを定義した。
- 20 (財)京都市女性協会「男女共同参画センターにおける女性の就業継続事業の在り方について～育児休業期女性の当事者支援を考える～」

²¹ http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/b1_s03_02.html、2016 年 1 月 7 日参照。